

鈴鹿市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 25 日

鈴鹿市議会議長

池上 茂樹 様

提出者

議会運営委員会

委員長 山中 智博

(提案理由)

鈴鹿市行政組織条例の一部改正に伴い、組織名の表記を改める等、所要の規定整備をするため。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

鈴鹿市議会委員会条例(昭和35年鈴鹿市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																								
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>地域福祉委員会</td><td>7名</td><td>地域振興部、<u>こども政策部</u>及び健康福祉部の所管に属する事項</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> (秩序保持に関する措置) 第21条 略 2 委員が、前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終わる</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。 3 略	名称	定数	所管	略	略	略	地域福祉委員会	7名	地域振興部、 <u>こども政策部</u> 及び健康福祉部の所管に属する事項	略	略	略	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>地域福祉委員会</td><td>7名</td><td>地域振興部、<u>子ども政策部</u>及び健康福祉部の所管に属する事項</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> (秩序保持に関する措置) 第21条 略 2 委員が、前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終る</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。 3 略	名称	定数	所管	略	略	略	地域福祉委員会	7名	地域振興部、 <u>子ども政策部</u> 及び健康福祉部の所管に属する事項	略	略	略
名称	定数	所管																							
略	略	略																							
地域福祉委員会	7名	地域振興部、 <u>こども政策部</u> 及び健康福祉部の所管に属する事項																							
略	略	略																							
名称	定数	所管																							
略	略	略																							
地域福祉委員会	7名	地域振興部、 <u>子ども政策部</u> 及び健康福祉部の所管に属する事項																							
略	略	略																							

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。